

精神疾患の治療に係る医療費の 自己負担が1割になります

自立支援医療（精神通院）制度

● どのような制度？

自立支援医療（精神通院）は、精神疾患により継続した通院が必要な方を対象として、医療費の自己負担分の一部を公費で負担する制度です。

■対象疾患

統合失調症、うつ病、認知症、発達障害、てんかん など

■自己負担額

- ・医療費の自己負担が、3割(または2割)から1割になります。
- ・自己負担の上限額は、世帯の所得に応じて、月ごとに定められます。
くわしくは、本市ホームページをご覧ください。
(右下の二次元コードからアクセスできます。)

■有効期間

有効期間は1年間です。
(更新手続きを行うことにより、制度を引き続き利用できます。)



支給対象

■対象

精神疾患の治療のため、病院又は診療所に入院しないで行われる医療費。
(外来、外来での投薬、デイケア、精神科訪問看護等含む)

※利用できる医療機関は、自治体が指定した、指定自立支援医療機関に限ります(仙台市外含む)。

■対象外

精神疾患以外の医療費。診断書料、カウンセリング費用等の、医療保険適用外の医療費。
有効期間外の医療費には、本制度は適用できません。また、さかのぼっての申請もできません。

手続き方法

手続き方法は本市ホームページにてご確認ください。
(右の二次元コードからアクセスできます。)

【仙台市ホームページ】

自立支援医療（精神通院）申請等手続きについて



仙台市 自立支援医療



問い合わせ先

仙台市精神保健福祉総合センター(はあとぼーと仙台)

TEL:022-265-2192(管理係)